

議案第42号

三宅町との定住自立圏形成協定の一部変更について

三宅町との間における定住自立圏形成協定の一部を別紙のとおり変更することについて、天理市議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年12月天理市条例第28号）第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月13日提出

天理市長 並 河 健

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成27年3月27日に天理市（以下「甲」という。）と三宅町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中

「1 教育

（1） 公共施設の相互利用や広域的活用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の文化活動やスポーツ活動等の場の拡充を図るため、圏域内の文化・体育施設等の相互利用を促進し、利便性の向上を図る。	甲は、乙と連携して、公共施設の相互利用を促進するとともに、甲の住民への周知を図る。	乙は、甲と連携して、公共施設の相互利用を促進するとともに、乙の住民への周知を図る。

（2） 生涯学習やスポーツ活動の振興

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における生涯学習やスポーツ活動の振興を図るため、各種学習機会に関する情報の提供やスポーツ活動の充実、発展に取り組む。	甲は、乙と連携して、生涯学習やスポーツ活動の機会に関する情報を相互に提供し、甲の住民への周知を図る。	乙は、甲と連携して、生涯学習やスポーツ活動の機会に関する情報を相互に提供し、乙の住民への周知を図る。

を

「1 教育

（1） 生涯学習やスポーツ活動の振興

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における生涯学習やスポーツ活動の振興を図るため、各種学習機会に関する情報の提供やスポーツ活動の充実、発展に取り組む。	甲は、乙と連携して、生涯学習やスポーツ活動の機会に関する情報を相互に提供し、甲の住民への周知を図る。	乙は、甲と連携して、生涯学習やスポーツ活動の機会に関する情報を相互に提供し、乙の住民への周知を図る。

に改め、同表に次のように加える。

5 その他

(1) 公共施設マネジメントの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
限られた財源の中で公共施設の老朽化問題に適切に対応するため、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うとともに、公共施設の相互利用を積極的に推進するなど、利用者が公共施設に求める機能を圏域全体で確保する。	甲は、乙と連携して、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うため、各種計画を策定するとともに、見直しを行う。また、公共施設の相互利用をはじめ圏域住民が公共施設に求める機能を圏域全体で確保することを目指した圏域における公共施設マネジメントの方針を定め、各種取組を促進する。	乙は、甲と連携して、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うため、各種計画を策定するとともに、見直しを行う。また、公共施設の相互利用をはじめ圏域住民が公共施設に求める機能を圏域全体で確保することを目指した圏域における公共施設マネジメントの方針を定め、各種取組を促進する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 天理市川原城町605番地

天理市

天理市長 並 河 健

乙 磯城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町

三宅町長 森 田 浩 司